

1. 件名

原子燃料工業(株)東海事業所における今後の申請内容に関する面談

2. 日時

令和6年2月22日(木) 13時30分～14時35分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、中野上席安全審査官、内海安全審査官、

武田安全審査官、青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

原子燃料工業株式会社

環境安全部長 他1名

5. 要旨

○原子燃料工業株式会社東海事業所(以下「原燃工東海」という。)から、今後申請を予定している設計及び工事の計画の認可(以下「設工認」という。)申請について、配布資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。

- ・既認可の設工認申請書において分割理由が示されているが、本日説明のあった分割申請の計画は、分割理由に基づいたものとなっていない。単に準備が出来たものから申請をするのではなく、当該分割理由に対応する内容の申請となるよう、改めて申請計画を整理する必要があると考える。その際、今回の説明のあったモニタリングポストの新設及び一部設備の撤去については、その実施の必要性を踏まえたものとなるよう併せて検討する必要がある。
- ・設工認申請書の記載の仕方について、実用炉や先行して審査が進んでいる加工事業者に合わせて見直す方針であるならば、先行している事業者の例を確認すること。
- ・設工認申請書の記載の仕方等について何らかの懸念事項がある場合には、必要に応じて相談すること。

○原燃工東海から、今回の内容を踏まえ申請計画について再度検討する旨の回答があった。

6. 配布資料

資料 1 : KA(D)-24007 第 5 次設工認申請に係る行政相談について

以上